

岩手県告示第454号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった

。

平成25年6月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 岩手県全域
- 2 基本測量を実施する期間 平成25年6月28日から平成26年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）